

☆ 肢体不自由のある子どもの教育的ニーズの整理③
～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

肢体不自由のある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア
教育
内容
・
方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように配慮する（片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等）。

b 学習内容の変更・調整

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う（書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等）。

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

書字や計算が困難な子どもに対して上肢の機能に応じた教材や支援機器を提供する。

- 例) 書字の能力に応じたプリント
 計算ドリルの学習にコンピュータを使用
 会話が困難な子供にはコミュニケーションを支援する機器の活用
 （文字盤や音声出力型の機器等）

b 学習機会や体験の確保

経験の不足から理解しにくいことや、移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。

- 例) 新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする。
 車椅子使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る。

c 心理面・健康面の配慮

下肢の不自由による転倒のしやすさ、車椅子使用に伴う健康上の問題等を踏まえた配慮を行う。

- 例) 体育の時間における膝や肘のサポーターの使用
 長距離の移動時の介助者の確保
 車椅子使用時の疲労に対する姿勢の変換及びそのためのスペースの確保

イ
支援
体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容や方法を検討する。

- 例) 必要に応じて特別支援学校からの支援
 理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST) 等の指導助言
 医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携

(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。

- 例) 車椅子で避難する際の経路や人的体制の確保
 移動が遅れる場合の対応方法の検討
 避難後に必要な支援の一覧表の作成等)。

ウ
施設
・
設備

(ア) 校内環境のバリアフリー化

車椅子による移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。

- 例) 段差の解消 スロープ 手すり 引戸
 自動ドア エレベーター バリアフリースイレの設置

(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車椅子等で移動しやすいような空間を確保する。

- 例) 上下式のレバーの水栓 教室内を車椅子で移動できる空間
 廊下の障害物除去 姿勢を変換できる場所
 休憩スペース の設置

(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する

- 例) 車椅子 担架 非常用電源や手動で使える機器

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

